

「1.4- ジオキサン等に係る排水基準等について(案)」に対する府民意見等の募集結果及び水質規制部会の見解(案)について

1. パブリックコメントの実施概要

- ・ 募集期間 平成23年2月16日(水)～平成23年3月18日(金)
- ・ 告知方法 報道資料提供、ホームページ及び事務局窓口等府内15箇所での閲覧
- ・ 募集方法 大阪府パブリックコメント手続き実施要綱に準拠し、郵便、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により意見等を提出する方法で募集

2 提出された意見の件数 1通(個人:1通) 1件

3 意見等の内容と部会の考え方(案)

| 頂いた意見 | 見解案 |
|--|---|
| <p>1.4- ジオキサンの環境基準検査方法として活性炭抽出 GC-MS 法のみとされているが、当機関ではこれまでヘッドスペース GC-MS 法で調査を実施してきた。このため、迅速に測定可能なヘッドスペース GC-MS 法をスクリーニング法として、活性炭抽出 GC-MS 法と併用して実施しているが、実際に測定して下限値付近(0.005mg/L)まで両検査法とも精度的にも問題が無い。</p> <p>排水基準測定法として、簡便迅速に測定可能なヘッドスペース GC-MS 法も利用できるようにしてもらいたい。</p> | <p>「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」における排水基準の検定方法は、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和四十九年環境庁告示第六十四号)による。」と定められています。</p> <p>水質汚濁防止法と同一の検定方法を採用することが合理的であることから、1.4- ジオキサンの検定方法についても、上記の規定どおり、環境大臣が定める検定方法とすることが適当と考えます。</p> |